

令和4年3月10日

保護者の皆様

うるま市教育委員会  
教育長 嘉手苅弘美  
(公印省略)

## 学校における新型コロナウイルス感染症対応の一部変更についてのお知らせ

年度末になりました。学習のまとめ等、次のスタートに向けての準備期間となります。各家庭におきましては、これまでと同様に新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力くださるよう、お願い致します。県教育委員会の感染対策の変更に基づき、当面の間、対応について変更致します。ご理解とご協力をお願い致します。 ※下線部は変更のあった箇所です。

### 1 次のような場合は、必ず学校に連絡し、登校させないでください。(欠席扱いになりません)

- (1) 園児児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合、医療機関の確認のうえ再登校しますが、医療機関の受診がない場合は、発熱等の風邪症状がなくなり、72時間が経過した後に再登校します。
- (2) 園児児童生徒本人が、濃厚接触者の場合。  
最終接触日を0日として、7日間の自宅待機が必要になります。8日目に登校する事ができます。  
※家庭内の場合、家族の発症日か、家庭内でのマスク着用等の感染対策を講じた日を0日目として、7日目までに発症がなければ、同居家族は待機期間が終わったこととしますが、途中で他の家族が陽性となった場合は、その時点から新たに7日間の待機が必要になります。
- (3) 園児児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。
- (4) 同居家族が、発熱等の風邪症状がある場合、その症状がなくなるまで。
- (5) 同居家族が、医療機関及び保健所から濃厚接触者として特定され、PCR検査を受け、その結果がでるまで。
- (6) 同居家族が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。  
※ 同居家族以外で、園児児童生徒が接触した人(祖父母等)の感染が判明したり、園児児童生徒が接触した人について上記(4)から(6)に該当したりする場合は、学校にご相談ください。  
※ 新型コロナウイルスの感染状況に応じては、上記の内容の変更をする場合もございます。その場合は早急にお知らせ致します。



### 2 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 3月1日から当面の間

- これまでと同じように学級閉鎖となります。県の判断に準じ、学級閉鎖の期間は最終接触日を0日として、翌日から**3日間**行われます。  
この1か月間は、濃厚接触者のみの特定をし、学校PCRを受けるための手続きを行ってき  
ましたが、県新型コロナウイルス感染症対策本部により、学校PCR検査における検査件数の  
拡充及び運営体制の強化等が行われたことにより、接触者についても学校PCR検査を再開致  
します。  
また、閉鎖の範囲に応じて、濃厚接触者や接触者の発熱や風邪症状を確認したうえで、学級  
閉鎖解除の判断を致します。  
※ 検査申込から結果通知を含め感染者との最終接触日の翌日から5日以上となることが想定さ  
れる場合は、検査実施について、学校は教育委員会指導課と相談して決定します。  
※ この措置は、当面の間のものであります。変更がある場合は早急にお知らせ致します。